

標 題 : 総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等
について」（子の看護休暇に関する見直し、非常勤職員の病気休暇の有給化等）
発信番号 : 自治労情報2024第0205号
発信日付 : 2024年12月2日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は12月2日、人事院が子の看護休暇、非常勤職員の病気休暇の有給化等について規則・通知を改正したことを受け、通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について」を発出しました。

子の看護休暇については、すでに公布通知（自治労情報2024第116号参照）を踏まえた準備がされていることと思いますが、非常勤職員の病気休暇については、今回あらたに出されたものであることから、本通知を踏まえ、2025年4月1日の施行にむけて交渉・協議をお願いいたします。

非常勤職員の病気休暇の有給化に係る会計年度任用職員マニュアルの取り扱いについて総務省に確認したところ、①この間の様々な改正事項もあるため後日まとめて改定する予定としており、今回の通知に合わせた改正は示していないこと、②会計年度任用職員の休暇については、国家公務員の非常勤職員との権衡を踏まえるものと助言してきており、当然に国の制度改革に合わせて有給で措置すべきことを確認しています。

なお、国家公務員の非常勤職員においては、病気休暇の付与日数が勤務日数に応じて決められていますが、自治労としては、この間の要求モデルに基づき、最低でも年10日を有給の休暇として措置することを求めて取り組みます。

添付ファイル :
241202総務省通知「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について」.pdf